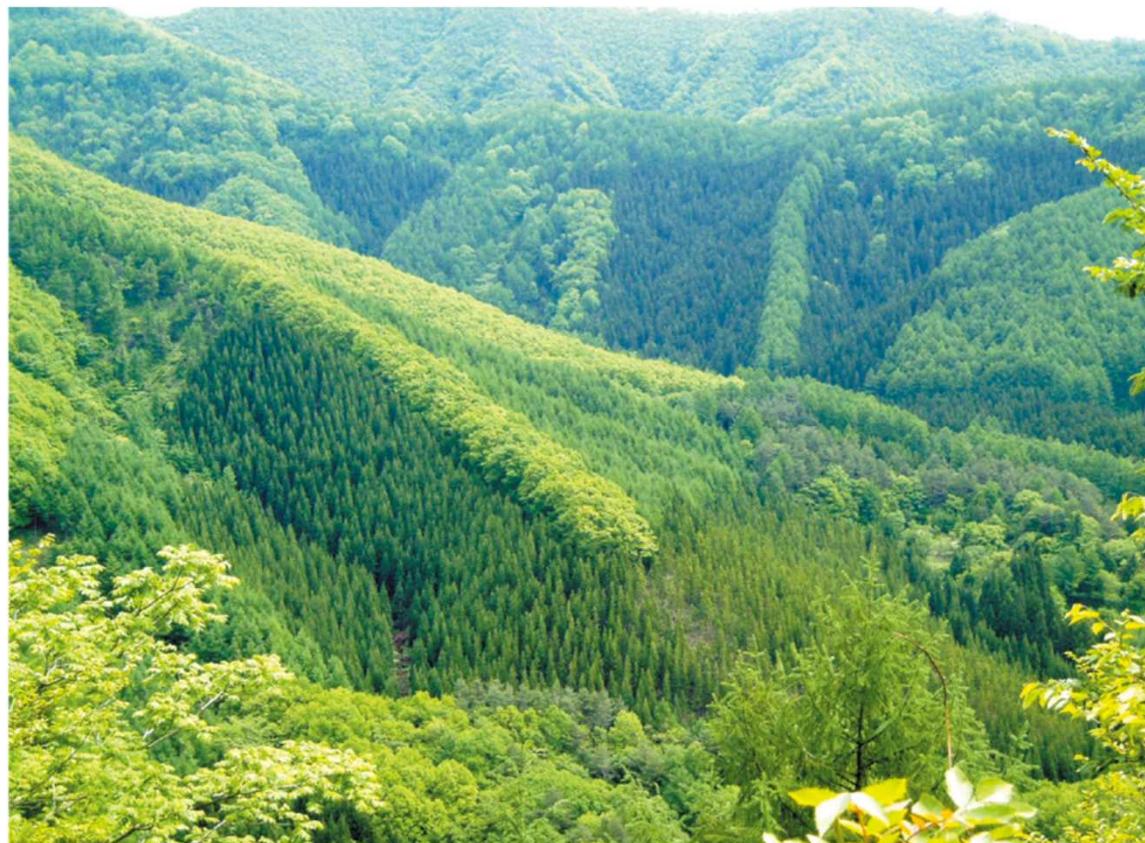




国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター



法人説明資料（令和6年版）

独立行政法人とは？

- 独立行政法人は**87**法人（令和5年4月1日現在）
- 例えば、
宇宙航空研究開発機構（JAXA）
大学入試センター、造幣局
国際協力機構（JICA） etc.

- 独立行政法人の役割は法律で決められています

「独立行政法人通則法（通則法）」

「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」

- 各法人の具体的な役割は個別法で決められます

「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」

「水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより・・・林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とする」

国立研究開発法人森林研究・整備機構の組織



水源林造成事業の概要

水源の森林づくりの取組



森林整備センターは「水源林造成事業」を行っています

- 国民生活に不可欠な水の安定供給や国民の生命・財産を守るため、**奥地水源地域**で水を育む**森林を造成**しています。
- 奥地水源地域の保安林の、土地所有者自身による森林整備が困難な木の生えていない荒れ地で、**公的なセーフティネット**として森林を造成しています。
- 森林を再生し、水源かん養や土砂流出・崩壊の防止を通じて「**緑のダム**」としての機能を確保しています。

水源林造成事業の概要 (沿革)

【大正9年】公有林野官行造林法の制定

- ・国が市町村と分収造林契約を締結し、市町村の基本財産を形成
- ・営林局・署において現場の事業・管理を実施

【昭和24年】水源林造成事業の発足

- ・治山事業の一環として都道府県が植栽のみを実施

〔国有林の業務量
が増大〕

【昭和31年】水源林造成事業の一部を官行造林事業で実施
【昭和32年】水源林造成事業は、原則、官行造林事業で実施

〔植栽後、森林所有者による
保育が進まない傾向〕

【昭和33年】分収造林特別措置法の制定（民有林分収造林の推進）

【昭和34年】廃止

【昭和36年】以降の水源林造成事業は森林開発公団（特殊法人）が実施

【昭和36年】公有林野等官行造林法は廃止（新規契約は停止、既契約は有効として国が事業・管理を継続）

【平成15年】公団を独立行政法人化し緑資源機構を設置

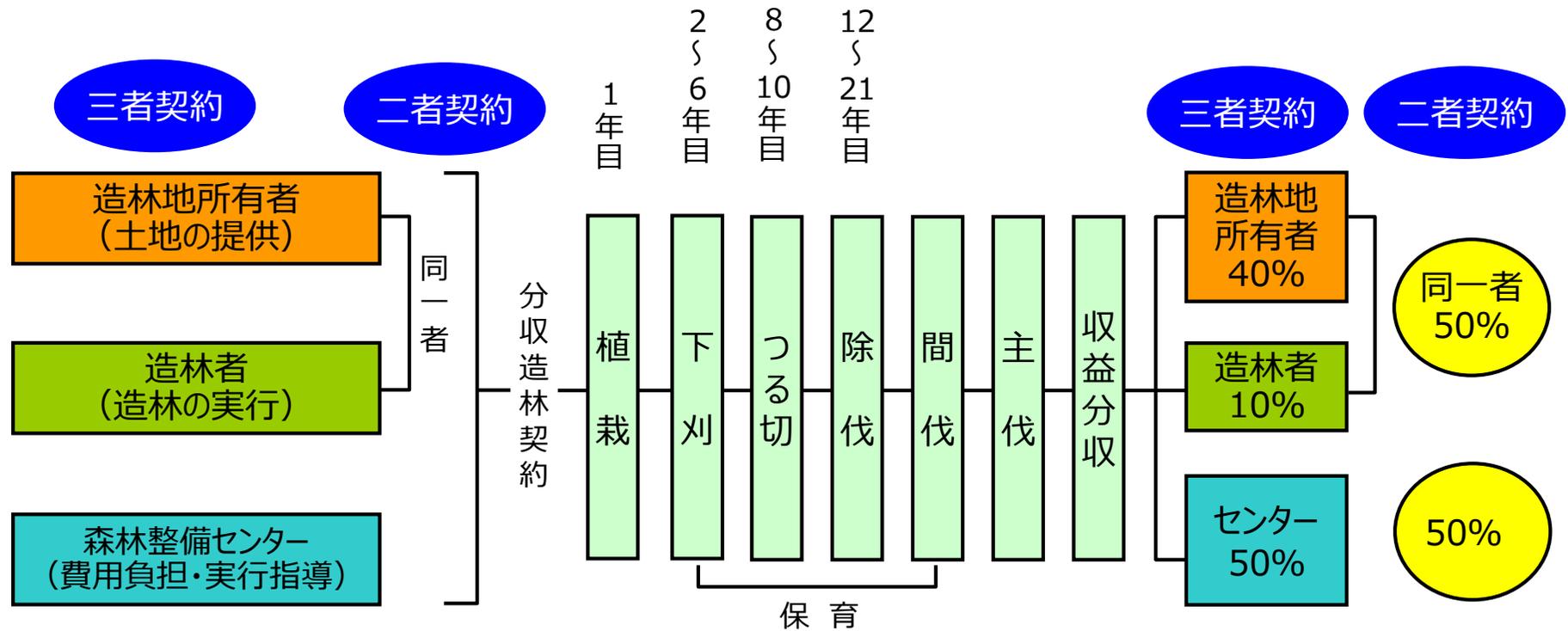
【平成20年】機構を解散し水源林造成事業については、（独）森林総合研究所が承継

【平成27年】国立研究開発法人森林総合研究所に名称変更

【平成29年】国立研究開発法人森林研究・整備機構

・法律改正、水源林造成事業の本則化（水源林造成事業の拡充）

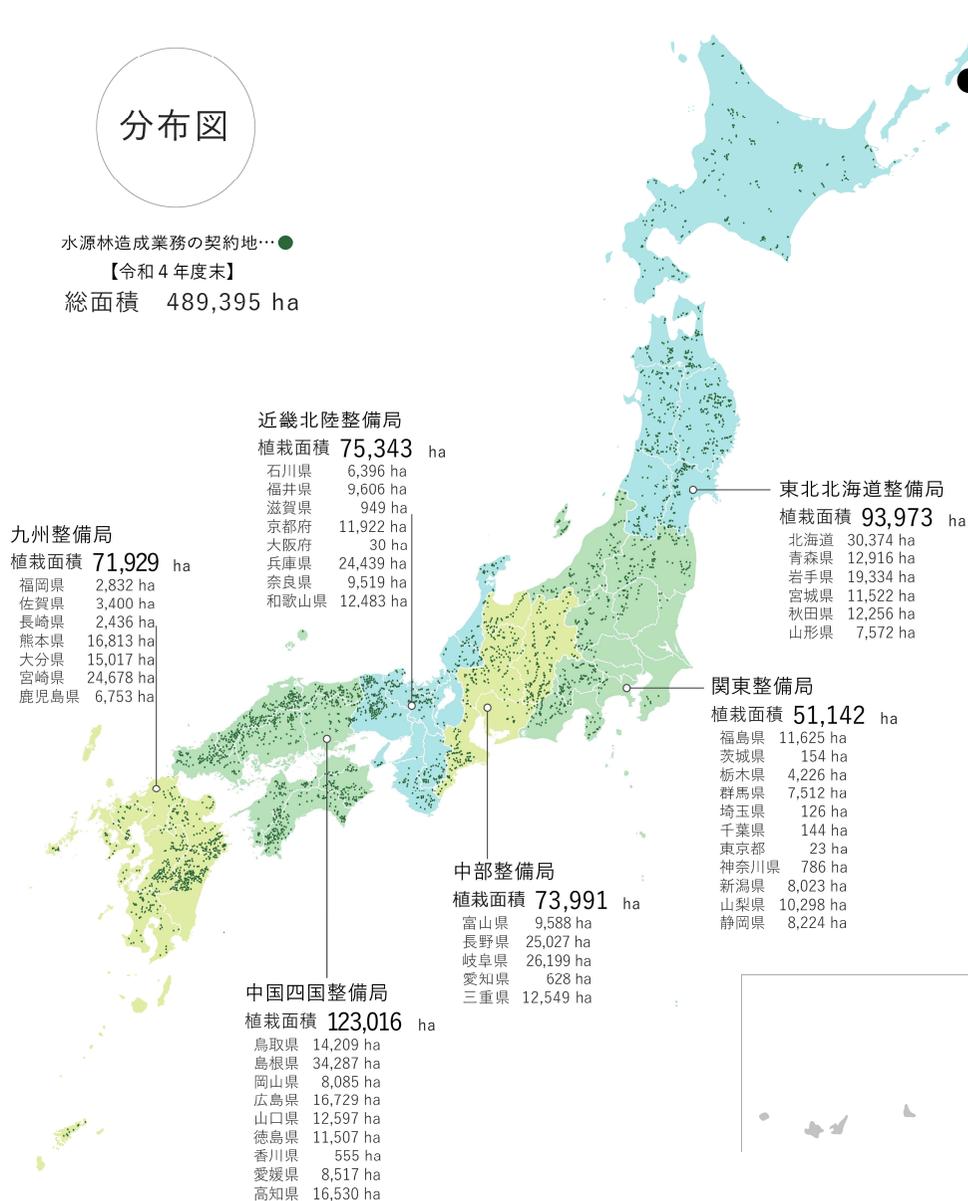
水源林造成事業の仕組み



水源林造成事業の実績 (水源林造成事業地の分布・規模)

分布図

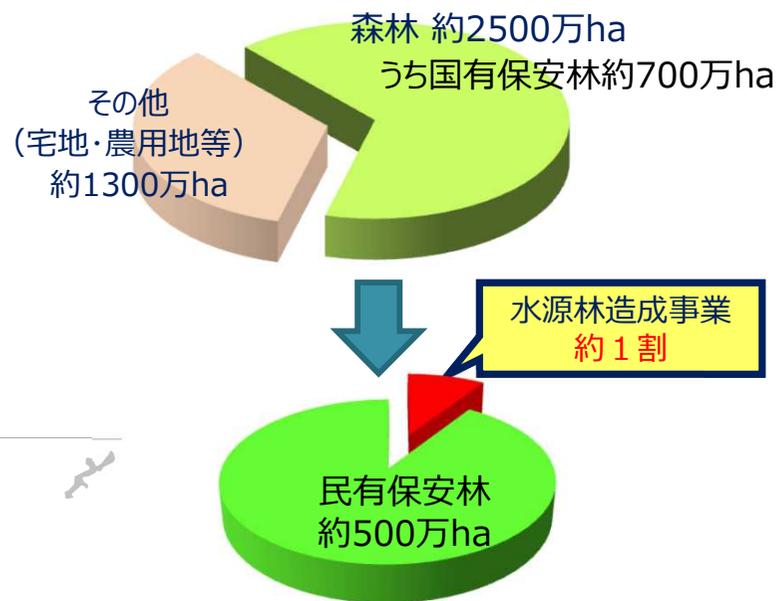
水源林造成業務の契約地…●
 【令和4年度末】
 総面積 489,395 ha



● 水源林造成事業は、昭和36年から事業を開始し、現在までに、約49万haの水源林を造成してきました。

※約49万haは東京都と神奈川県合計面積に相当する面積です。

【国土面積(約3800万ha)の構成】



水源林造成事業の公益的機能の評価

かん
水源涵養効果



年間約**30億**m³を貯水

環境保全効果



年間約**233万トン**の二酸化炭素を吸収

効果額は年間約8千9百億円

山地保全効果



毎年約**9,000万**m³の土砂流出を防止

地域振興への貢献



年間延べ約**55万人**の雇用

全国の水源地林造成事業地 ①

■ 針広混交林

岩手県遠野市



福井県大野市



全国の水源地林造成事業地 ②

■ 針広混交林

宮崎県延岡市



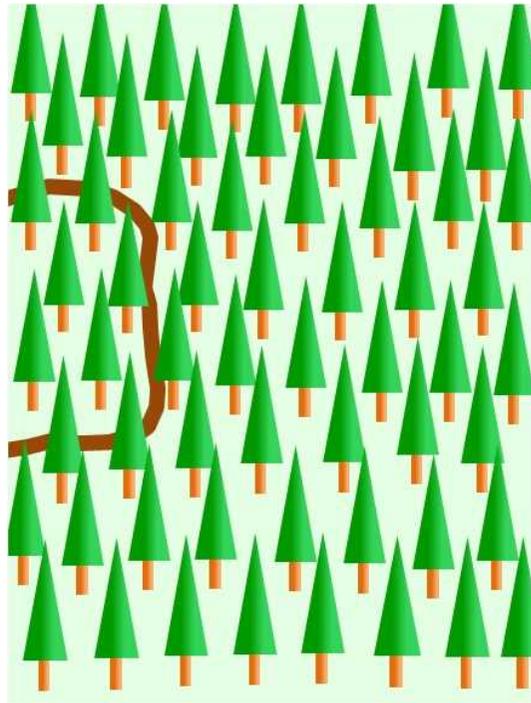
山口県萩市



全国の水源地林造成事業地 ③

■ 育成複層林

(三段林造成のイメージ図)



針葉樹一斉林
(50年生程度)



作業道を整備し初回複層林誘導伐を
実施 (1/3程度)
センターが下木植栽



数十年後に、二回目複層林誘導
伐を実施 (1/3程度)
造林地所有者が下木植栽
三段林の形成

全国の水源林造成事業地 ④

■ 育成複層林

熊本県人吉市



北海道南富良野町



水源林造成事業の効果事例



森林整備センターHPに全国の事例50選を掲載

https://www.green.go.jp/zorin_jigyo/jirei50sen/index.html

業務内容 ①

■ 現地調査



間伐木の調査

作業道の路線踏査



業務内容 ②

■ 事業実施



間伐の実施

間伐木の集材



業務内容 ③

■ 現地指導



伐倒作業の指導

現場作業の安全指導



業務内容 ④

■ 事業の完了検査



植栽事業

間伐事業



業務内容 ⑤

■ 事業実施後の状況



間伐後の林内



作業道の設置

業務内容 ⑥

■ 現場技術の研鑽



間伐事業の検討

被害地の復旧方法の検討



業務内容 ⑦

■ 研究部門との連携



研究開発業務との情報交換会

下刈省力化による苗木生長量調査



業務内容 ⑧

■ 研究部門との連携



「東北地方及び岩手県の松くい虫被害の現状と対策のあり方」についての現地講演

「シカ被害対策の現状と対策」についての現地講演





労働条件等について

仕事内容

全国の水源林整備事務所、整備局、本部において

○業務部門

水源林造成事業の現地造林業者への実行指導、森林の管理、収穫業務等を担当します。

【具体的な業務内容】

水源林造成事業に関する各種業務

〈本部〉

- ・水源林造成事業の基本方針の企画・立案及び所管省庁への説明
- ・水源林造成事業の業務計画の立案及び所管省庁への説明

〈各整備局・各水源林整備事務所〉

- ・造林業者へ造林施業の実行指導及び減災・防災等の技術指導
- ・造林作業道の計画・立案・実行管理に関する指導
- ・造林地の森林資源に係る現地調査及び成長予測管理
- ・森林から生産される木材の収穫・販売業務など

○管理部門

水源林造成事業等の企画調整、総務、経理等を担当します。

【具体的な業務内容】

企画調整・総務・経理が主となりますが、森林現地での木の成長や森林造成作業を確認するなどの仕事もあります。

- ・森林整備センター事業計画の立案、所管官庁等への説明
- ・職員等の採用、研修、表彰、人事管理
- ・法人内の規程の制定、文書管理、各種情報管理
- ・予算の立案、計画の策定、所管官庁等への説明
- ・資金計画の立案、策定、運用管理
- ・契約業務、支払い業務、決算報告書の作成、所管省庁への説明
- ・森林から生産される木材の販売業務
- ・森林整備に関する現地調査、事業実行の確認など

勤務体系等労働条件

■勤務時間（1日7時間45分）

- ▶ 始業時間：8時30分 終業時間：17時15分（本部、関東整備局以外）
9時00分 17時45分（本部、関東整備局）

※業務の状況により時間外勤務があります。

■休日

- ▶ 土・日曜日（完全週休2日制）、祝日、年末年始

■年次有給休暇（年休）

- ▶ 暦年 20日（1月1日～12月31日）

※4/1採用者のその年の付与日数は15日

■特別休暇

- ▶ 夏期休暇、慶弔休暇など

■ 給与

機構の給与規程に基づき支給

- ▶ 大学卒初任給／月給19万6,200円以上（モデル月給／月22万円程度）
（採用前に職歴等を有する場合、その経歴に基づく加算措置あり）
- ▶ 期末・勤勉手当（ボーナス：年2回（夏・冬）支給）
令和5年度支給実績：月給の4.50月分（標準者）
- ▶ このほか、
支給要件を満たす場合には、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、
時間外勤務手当などの手当が支給されます。

■ 昇給

- ▶ 年1回（1月1日）

■勤務地

森林整備センター「本部」(川崎市)のほか、北海道から九州までの全国各地にある「整備局」(大都市)及び「水源林整備事務所」(全て県庁所在地)が勤務地となります。

○森林整備センター本部 (神奈川県川崎市)

○東北北海道整備局 (宮城県仙台市)

水源林整備事務所 (札幌市、青森市、盛岡市、秋田市、山形市)

○関東整備局 (神奈川県川崎市)

水源林整備事務所 (福島市、宇都宮市、前橋市、新潟市、甲府市、静岡市)

○中部整備局 (愛知県名古屋市)

水源林整備事務所 (富山市、長野市、岐阜市、津市)

○近畿北陸整備局 (京都府京都市)

水源林整備事務所 (金沢市、福井市、神戸市、奈良市、和歌山市)

○中国四国整備局 (岡山県岡山市)

水源林整備事務所 (鳥取市、松江市、広島市、山口市、徳島市、松山市、高知市)

○九州整備局 (福岡県福岡市)

水源林整備事務所 (佐賀市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市)

■ 社会保険

- ▶ 林野庁共済組合
(長期：厚生年金・退職等年金給付、短期：健康保険)
- ▶ 労災保険
- ▶ 雇用保険

■ 職員宿舎

全国転勤に対応するため以下の宿舎を設置

- ▶ 保有宿舎・・・埼玉県・奈良県
- ▶ 借上宿舎・・・保有宿舎がない勤務地については、民間のマンションやアパートを法人が借上げ職員に貸与
- ▶ 宿舎使用料・・・上記宿舎を貸与する場合、保有、借上に関わらず「宿舎使用料」(月額)を徴収

■ 仕事と家庭の両立支援

▶ 介護休業、育児休業（男性も可）、育児短時間勤務（男性も可）、育児時間（男性も可）などが取得可能です。

■ 取得実績(令和3年度～令和4年度)

【介護休業】

R03.11.18～R03.12.17 男性（主任）

【育児休業】

R03.06.18～R04.04.27 女性（主任）

R03.08.18～R03.09.30 男性（主任）

R03.09.25～R04.05.31 女性（係員）

R03.10.01～R03.11.30 男性（主任）

R03.10.13～R04.05.30 女性（係員）

R03.12.03～R04.04.19 女性（主任）

R04.09.01～R04.11.30 男性（係員）

R04.11.01～R04.11.30 男性（主幹）

R04.11.18～R05.09.30 女性（係員）

R05.01.04～R05.02.28 男性（主幹）

【育児短時間勤務】

R04.04.20～R04.08.31 女性（主任）

R04.04.28～R05.03.31 女性（主任）

【育児時間】

R04.06.01～R04.08.30 女性（主任）（終業前2時間）

R04.06.02～R05.03.31 女性（係員）（終業前1時間）

R04.08.31～R03.03.31 女性（主任）（終業前1時間）

R04.09.01～R05.03.31 女性（主任）（終業前2時間）



研修体系（人材育成）

■ 階層別研修（キャリアアップに対応）

- ▶ 新規採用者研修・・・社会人としての基本的な心構え及びセンター職員としての基礎的素養を身につけるとともに研修を通して同期意識を養成
- ▶ 中堅職員研修・・・組織を自分事として捉え、周りの職員に影響力を発揮し、上司を支援するとともに問題解決に向けたアプローチを図る等、組織的な活躍を担える人材の育成
- ▶ 新任管理職研修・・・管理職という職位に期待される役割を明らかにし、組織論、マネジメント等に関する知識・手法をはじめ、評価の仕方、部下とのコミュニケーションなどの必要とされる知識等の習得

■特別研修（実践力等を養成）

- ▶ コンプライアンス研修
- ▶ 労働安全衛生管理研修
- ▶ メンタルヘルス研修
- ▶ 情報セキュリティ研修
- ▶ ダイバーシティ研修 等



■専門研修（高度な専門知識や技能等を習得）

- ▶ 会計事務職員研修（財務省会計センター）
- ▶ 森林・林業技術研修（林野庁森林技術総合研修所）
- ▶ 林業機械基礎研修（林野庁林業機械化センター）
- ▶ 森林総合監理士（フォレスター）育成研修

■このほか、**OJTや自己研鑽等を通じた人材育成を推進**

(参考) 相談窓口のメールアドレス

ご相談がある方は、どんなことでも構いませんので、以下のアドレス宛にメールを送ってください。

center-jinji@green.go.jp

また、皆さんの大学のOB・OGに直接質問したい方はその旨メールに記載してください。